



税務計画のエコシステム

鈴木, 一水

(Citation)

国民経済雑誌, 227(4):31-44

(Issue Date)

2023-06-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100482439>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482439>



国民経済雑誌

THE
KOKUMIN-KEIZAI ZASSHI

(JOURNAL OF ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION)

税務計画のエコシステム

鈴木 一 水

国民経済雑誌 第227巻 第4号 抜刷

2023年6月

神戸大学経済経営学会

税務計画のエコシステム

鈴木 一 水^a

企業の税務計画の策定における調整・統合過程を解明する第一歩として、税務計画のエコシステムを構成する企業内外の関係者の税務計画に対する取組姿勢および役割に関する既存研究を紹介し検討する。企業内の経営者、税務部門および労働組合の税務計画に対する姿勢は、経営者報酬体系、コーポレートガバナンス水準、税務計画機会および経営者個人の資質などの影響を受ける。一方、外部関係者である監査人、法律事務所、銀行、取引先企業さらに政治の税務計画に対するかかわり方や役割も、明らかにされつつある。しかし、外部関係者同士の相互作用、内部者による税務計画の複雑な調整・統合に外部関係者がどのような相互作用をもたらしているかは、まだ明らかにされていない。また、税務リスクの評価に対する企業内外の関係者の役割も未解明のままである。

キーワード 税務計画, エコシステム, 税負担削減行動

1 問題の所在と本稿の構成

日本企業の所得に対する税の負担は、税引前当期純利益の3割を超えることが多いため、企業価値向上のための税引後キャッシュフロー最大化を目的とする有効な税務計画は、日本企業にとって経営戦略の一環として重要である。また、税務計画の結果としての資源配分や所得分配は、税制立案者にとっても証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making: EBPM）の観点から重要である。

Scholes and Wolfson（1992）による分析枠組みが提示されて以来、税制が税務計画を通じて企業の組織と行動に与える影響およびその経済的帰結を解明する研究の成果は、国内外にわたって蓄積されてきている。しかしながら、企業内における税務計画の策定過程は、未だ十分には解明されていない。すなわち、個別の投資計画や組織編制あるいは給与体系の設計などにかかわる税務計画が、企業内でどのように相互に調整そして統合され経営戦略に反映されるかは、なおブラックボックスのままである。

a 神戸大学社会システムイノベーションセンター、神戸大学大学院経営学研究科, suzuki@kobe-u.ac.jp

この問題は、税務法令遵守 (tax compliance) に関する研究にとっても重要である。従来の研究の多くは、個人の税務法令遵守に焦点を絞ってきた。しかし、個人と企業とでは研究における設定や制約条件が異なる。企業では個人と違ってエージェンシー問題の生じることが普通である。しかも、企業には多種多様な利害関係者が存在する。したがって、企業の税務法令遵守を対象とする研究では、こうした企業の特殊性を反映する全社的な税務計画の調整・統合過程を分析対象に含めるが必要になる。

Dyreng and Maydew (2018) は、税務計画の調整・統合過程を解明するにあたって検討すべき問題を、次のように示している。

- 税務計画のエコシステムが、どのように機能しているのか。
- 企業を取り巻く利害関係者は、税務計画をどのように調整し、その成果をどのように分配しているのか。
- 全社単位の税務計画は、個別の税務計画とどのように相互作用しているのか。
- 税務計画は、公開会社と非公開会社とでどのように異なるのか。
- 成功する税務計画と失敗する税務計画の違いは何か。

本稿は、最初の税務計画のエコシステムに関して蓄積されてきた研究を取り上げる。税務計画のエコシステムを解明することは、その他の問題を検討する際の基礎となるからである。税務計画のエコシステムに関する研究には、税務計画をめぐる企業内でのエージェンシー問題に企業内外の関係者がいかに対処するか、および外部関係者がどの立場からどのような助言や協力などを行うか、といった課題がある。

本稿では、これらの課題に関して蓄積されてきた研究成果を、次の順に紹介し検討する。次節では、税務計画のエコシステムの構造を明確にすることの重要性を説明する。第3節では、企業内部における経営者、税務部門および労働組合の税務計画に対する取組姿勢を取り上げる。第4節では、税務計画に対する外部関係者の関与とその帰結を取り上げる。最後に、本稿のまとめと残された課題を示す。

2 税務計画の調整・統合環境

税務計画とは、税法規定の枠内で企業の税引後キャッシュフローを最大にすることを目的として、組織構造、生産方式、営業取引、投資対象、資金調達方法あるいは給与体系などを設計した種々の計画の総称である (鈴木 2013, 37頁)。Scholes and Wolfson (1992, p. 3) は、税務計画が有効であるためには、①企業を取り巻くすべての利害関係者に与える税務計画の影響、②課税当局に明示的に税金という形で支払われる顕在税 (explicit taxes) だけではなく課税優遇資産の税引前投資収益率の低下という形で負担される伏在税 (implicit taxes) を含むすべての税コスト、③税務計画にともなって生じる税以外のすべてのコスト、および④

事業を展開する国などのすべての課税管轄の活用という、4つの「すべて」を網羅的かつ総合的に検討する多角的かつ包括的な見方が必要であると主張している。

しかしながら、各種の経営意思決定に関連するさまざまな立場、要素あるいは視点からの検討そして調整を経て個別の取引にかかる税務計画が策定される過程、さらに個別の税務計画が相互に調整・統合されて1つの経営戦略としての全社的な税務計画に収斂する過程は、まだ十分には解明されていない。個別の取引等に関連する税務計画の決定要因となる企業特性は、既存研究において明らかにされつつあるとはいえ、明らかにされた税務計画に影響する企業特性は多数あり、それらが個別の税務計画の策定にあたってどのように調整され、さらに全社的な税務計画の策定に向けてどのように組み合わせられているのかは、まだわかっていないのである。

有効な税務計画を策定するために多角的・包括的視点から検討を加えると、異なる利害関係者間の利害調整のほか、顕在税と伏在税とのトレードオフ、税コストと税以外のコストとのトレードオフ、あるいは税以外のコストと課税管轄選択とのトレードオフなど、さまざまな調整に直面することになる。また、企業と課税当局との間の情報の非対称性に起因する税務リスクも税務計画はともなう。個別取引等にかかる税務計画策定とその全社的統合の両方においても、これらの検討や調整は必要になる。

このような複雑な税務計画の調整・統合過程に投入される経営資源は、企業によって異なる。その結果、有効な税務計画は企業間で異なる。Mills, Erickson and Maydew (1998) は、企業の税務計画への資源投下について、①税務計画コストは企業規模とともに低下すること、②海外事業を展開している企業は税務計画により多くの資源をさくこと、③資本集約度が高く法的事業体数が多いほど税務計画コストは高くなること、④棚卸資産集約度と負債比率は税務計画コストと関係しないこと、および⑤税務計画への投下資源が多いほど税負担が軽くなることを見出している。積極的な税務計画によって企業の税負担が低下するとしても、そのためのコストは企業の直面する事業環境、ビジネスモデルあるいは組織構造などによって異なるのである。したがって、有効な税務計画を策定し実施するためには、会計制度、税制、経営戦略および組織、事業環境、産業、金融などに関するさまざまな専門知識や経験が必要になる。

税務計画の策定にまず従事するのは、企業内の経営者と税務部門である。しかし、必要な専門知識や経験を企業内で入手できないときには、外部者の知識や経験を利用せざるを得ない。税務計画の策定・実施に代理、助言、協力などで関与し得る外部専門家には、監査人、取引銀行、法律専門家などがある。また、これら以外の外部関係者でも税務計画の影響を受ける場合には、税務計画に影響力を及ぼすかもしれない。

これらの企業内部者と外部関係者は、相互に作用しながら、個別の税務計画策定における

調整および全社的な税務計画の調整・統合に影響を及ぼすといえる。税務計画の策定・実施に従事あるいは関与する企業の内部者と外部関係者との関係およびその背景によって構成される体系を、税務計画のエコシステムとよぶ。このエコシステムの構造を明らかにすることは、個別および全社の税務計画の調整・統合過程における各関係者の役割、相互作用、税務計画の成功要因、および企業間での有効な税務計画の相違を理解するための最初の一步となる。

3 企業内における調整

3.1 経営者

税務計画に責任を負うのは経営者である。しかし、エージェンシー問題の存在から、経営者の税務計画に果たす機能は複雑である。米国における実証研究の成果は、税務計画に対する経営者の取組姿勢が、いくつかの企業特性の影響を受けることを示唆している¹⁾。Phillips (2003) は、最高経営責任者 (CEO) および事業部門責任者の税引後純利益に基づく報酬の税負担削減 (tax avoidance) に対する有効性を検証し、事業部門責任者の報酬を税引後純利益に基づくもの²⁾にすると、会計実効税率 (GAAP Effective Tax Rate: GAAP ETR) は低下すること、すなわちインセンティブ報酬による税負担削減が事業部門単位では行われていることを見出しているけれども、この傾向は最高経営者には観察されていない。Desai, Dyck and Zingales (2007) は、税制とコーポレートガバナンスとの相互作用に関する理論を提示している。そこでは、高い税率の下でコーポレートガバナンスが弱いと、納税のかわりに支配株主への私的利益の移転が進むけれども、それでも厳格な税務執行が行われると支配株主の私的利益は減少し非支配株主の利益が増加すること、言い換えれば、税制と税務執行が所与であれば、コーポレートガバナンスが強いと、税率が上がれば税収も増加するのに対して、コーポレートガバナンスが弱いと、税率の引上げ (引下げ) がかえって税収の減少 (増加) を招くことを予想している。このような相互作用を前提とした Desai and Dharmapala (2006) は、コーポレートガバナンスの弱い企業では、インセンティブ報酬の税負担削減への動機づけが低下することを示唆している。Armstrong, Blouin, Jagolinzer and Larcker (2015) は、リスクの高いインセンティブ報酬が過度の税負担削減行動を誘発するものの、財務専門性と独立性の高い取締役会は行き過ぎた税負担削減を抑制することを見出している。Seidman and Stomberg (2017) は、税負担削減の余地も税負担削減に影響することを見出している。このように、経営者の税務計画に対する姿勢は、税制のほかに、経営者報酬体系、コーポレートガバナンスの水準、取締役の構成と専門性、および税務計画機会などの企業特性の影響を受ける。

税務計画に対する姿勢には、税制や個別企業の特性のほかに、経営者個人の資質も影響す

るかもしれない。Dyreng, Hanlon and Maydew (2010) は、企業特性だけでは説明できない企業の税負担削減に対する経営者個人の追加的な影響を検証している。会計実効税率と現金実効税率³⁾ (Cash Effective Tax Rate: CASH ETR) で測定した税負担削減の程度を被説明変数とし、所属産業によって変化しない企業特性と企業によって変化しない税負担削減戦略をコントロールした企業の固定効果を説明変数とした検証の結果、経営者個人が、企業の（会計実効税率と現金実効税率のどちらで測定しても）税負担削減の水準に大きく影響していることを見出している。この結果は、最高経営責任者（CEO）だけではなく、最高財務責任者（CFO）その他の経営者層でも見られた。

このように、経営者の税務計画に対する姿勢は、税制および経営者報酬体系やコーポレートガバナンスの水準といった企業特性の影響を受けるだけでなく、さらに経営者個人の資質によって決まる。したがって、税務計画における経営者の役割は重要であるが、その姿勢を外部から予測することは難しい。

3.2 税務部門

税務計画の策定に実際に従事するのは企業内の税務部門である。税務部門の税務計画に対する取組姿勢は、企業が税務部門をコストセンターとプロフィットセンターのどちらに位置づけるかによって異なると考えられる。コストセンターと位置づけられるならば、税務部門の関心は、申告納税手続のコスト削減に向けられよう。これに対して、プロフィットセンターと位置づけられるならば、税務部門の関心は、税引後純利益の増大に向けられ、税務計画に積極的になると思われる。

Robinson, Sikes and Weaver (2010) は、税務部門の位置づけが企業によって異なることから、その選択の決定要因を特定し、この選択が実効税率に与える影響を検証している。位置づけの選択の検証にあたっては、企業の分権化の程度、税務部門と事業部門との協調関係の程度、企業成長と税務計画機会⁴⁾、および税務管理の重要性を説明変数とするロジスティック回帰分析を行い、企業の分権化および税務部門と事業部門との協調が進んでおり、税務計画機会が多いほど、プロフィットセンターに位置づける傾向があることを見出している。次に、この位置づけ選択モデルによってプロフィットセンターを選択すると予測される企業の平均実効税率が低いことも見出している。これらの結果は、企業規模が大きく事業単位数が多いために税務計画機会に恵まれている企業は、税務部門をプロフィットセンターと位置づける傾向があり、それが税務部門を税務計画に積極的にさせるインセンティブになっていることを示唆する。このように、税務部門の税務計画に対する姿勢は、それがプロフィットセンターに位置づけられるときにより積極的になり、その位置づけの選択は企業の税務計画機会に依存している。

3.3 労働組合

従業員が個人として税務部門で税務計画に従事することはあっても、団体としての労働組合が税務計画に直接関与することはない。しかし、労働組合は、間接的に税務計画に影響を及ぼすかもしれない。

Chyz, Leung, Li and Rui (2013) は、企業の税負担削減と労働組合との関係を調査している。労働組合は、政治的動機、インセンティブおよびリスク選好の観点から、企業の税負担削減を望まないかもしれない。また、税負担削減によって増加する税引後純利益の分け前を要求する労働組合の圧力が強いほど、経営者にとっての税負担削減努力からの限界ベネフィットは減少する。そのため、労働組合の影響力が強いほど、経営者も税務計画に積極的にならない可能性がある。さらに、税負担削減は、課税当局による税務調査の強化や加算税等の附帯税の賦課といった税務リスクを潜在的にともなう。このようなリスクに対して、従業員は株主や経営者よりも敏感になると思われる。なぜならば、残余請求権者である株主はもとより、経営者も株式報酬契約等によって残余請求権者に近い立場にあるのに対して、従業員は債権者に近い立場にあるからである。しかも、企業への参加および離脱をしやすい株主および経営者と違って、従業員は企業と長期的な雇用契約を結ぶので、従業員は将来にわたる税務リスクにさらされやすい。さらに、税負担削減から得られる追加税引後利益はただちに株主および経営者に帰属するが、従業員の固定的な給与にはすぐには反映されないことが多い。そして、経営者と労働組合との間の情報の非対称性は、労働組合による税務リスクの評価を過大にする可能性もある。こうしたリスクを補償するためには、従業員給与を増やさざるを得ず、それは税負担削減の限界コストを増加させるので、経営者は税負担削減に消極になる可能性がある。

Chyz et al. (2013) は、労働組合の交渉力を表す説明変数として加入率を採用し、税負担削減を表す被説明変数に会計実効税率、現金実効税率、会計利益－課税所得差異 (Manzon and Plesko (2002) book-tax difference (MPBT)⁷⁾) および残余会計利益－課税所得差異 (Desai and Dharmapala (2006) book-tax difference (DDBT)⁸⁾) を採用して両者の関係を検証し、負の関係があることを見出している。このように、労働組合は、企業の税務計画に直接関与はしないけれども、税務計画に対して経営者を消極的にさせる圧力を加える可能性がある。

4 外部関係者の関与

4.1 2種類の外部関係者

税務計画には、税制、会計制度、経営、産業、金融などのさまざまな分野に関する専門的な知識や経験が必要なことから、企業内部の人材だけでは限界があるかもしれない。そこで、外部専門家の利用が考えられる。また、実際に税務計画を実施するには、組織や取引の構築

などで企業外部の関係者の協力が必要になることもある。特に、異なる税率に直面する納税者間で税率の差異を利用する税顧客裁定が行われる場合には、外部協力者は税務計画にとって必要不可欠となる。

こうした外部関係者は、税務計画の帰結が帰属するかどうかによって2つに分かれる。専門的立場から代理や助言を行う外部専門家は、税務計画に関与した段階で所定の報酬を受け取る権利が確定し、税務計画のベネフィットを享受あるいはコスト・リスクを負担することはない。これに対して、外部専門家以外の関係者は、税務計画に協力するか否かにかかわらず、その影響を直接または間接的に受ける。

税務計画に関する研究では、両者を区別しておくことが重要である。有効な税務計画のために検討すべき「すべての利害関係者への影響」において対象となる利害関係者は、企業を構成する諸契約の当事者として税務計画による税ベネフィットとそれとともなうコストあるいはリスクの分配に預かる者に限定されることが多い。したがって、税務計画のエコシステムを構成する外部関係者は、税務計画の影響を受けない専門家集団と、受ける利害関係者集団とに区別し、それぞれの立場や役割を検討しなければならない。

4.2 監査人

外部専門家は、企業内の税務部門ほどには企業の内情に詳しくないけれども、かわりに税務に関する専門知識や経験とくに産業別の税務専門性を有しているので、顧客企業に適した税務計画機会を的確に捉え、企業に豊富な税務サービスを提供することができる。同時に、企業の税負担の削減には、税法とともに会計基準に関する知識も必要とされるので、会計専門性もまた税務計画に役立つ。したがって、企業の財務報告を熟知した外部監査人であれば税務計画に貢献し得るし、それが産業別税務専門性も身に着けていれば、なおさら高い貢献を提供できると考えられる。

McGuire, Omer and Wang (2012) は、監査人の産業別税務専門性および税務と監査を合わせた総合的な専門性が企業の税負担削減に影響しているかどうかを、税負担削減を被説明変数、産業別税務専門性と総合的な専門性を説明変数とする回帰分析によって検証している。税負担削減を表す代理変数には、会計実効税率、現金実効税率、会計利益－課税所得総差異 (total book-tax differences⁹⁾、および裁量の永久差異 (discretionary permanent book-tax differences: DTAX¹⁰⁾ が用いられている。検証の結果、企業が監査人から税務サービスも受けている場合に、その監査人の産業別税務専門性が高いほど税負担を削減する傾向にあること、および総合的な専門性がより大きな税負担削減をもたらすことを見出している。これらの結果を総合すると、企業の財務報告に精通した専門家が税務専門性も兼ね備えると、税務計画に重要な役割を果たし得ることが示唆される。

企業の税務申告に責任を負うのは経営者であるが、その作成には、企業内の税務部門のほかに、監査人および監査人以外の外部専門家などが重要な役割を果たしていると予想される。Klassen, Lisowsky and Mescall (2016) は、これらの3者のそれぞれが税務サービスを提供する場合に、企業の強引な税務姿勢に関係しているかどうかを調べている。被説明変数である強引な税務姿勢の代理変数に偶発税金準備金 (tax reserve)¹¹⁾を採用し、説明変数に税務申告書作成者の種類 (内部税務部門、財務諸表監査人、または監査人以外の外部専門家)を採用した回帰分析の結果、次の3つを発見している。第1に、自身で税務申告書を作成するかまたは監査人以外の外部専門家に作成を依頼している企業は、監査人に作成を依頼している企業と比べて、より強引な税務姿勢をとる。なお、内部税務部門と監査人以外の外部専門家との間に相違は見い出せていない。この結果は、企業の税務姿勢が税務当局によって否認されることに対して、監査人は評判失墜を警戒して敏感になっていることを示唆する。第2に、監査人による税務サービス報酬額が多いほど、税務姿勢はより強引になる。¹²⁾第3に、大手4法人が税務サービスを提供すると同時に監査人でもあるときには、企業の強引な税務姿勢との関係は薄い。これらの結果は、監査人としての立場が税務計画に消極的にならせることを示唆している。

Omer, Bedard and Falsetta (2006) は、税務サービスも提供する監査人と企業の契約関係について調査している。具体的には、米国議会で監査人による税務サービス提供の禁止または制限を含む SOX 法が議論された時期 (2002年) における超過監査報酬と税務サービス報酬の関係の変化を調べている。被説明変数には税務サービス報酬が採用され、説明変数には超過監査報酬、契約期間 (監査人の財務諸表監査契約年数と、監査人変更ダミー)、2002年度ダミー、将来の税負担軽減 (限界税率と翌年度当期実効税率)を採用した回帰分析を実施している。発見事項は次のとおりである。第1に、2002年より前には税務サービス報酬と超過監査報酬との間に強い正の関係があったのに対して、2002年にはこの正の関係が有意に低下している。また、2002年には、新規または契約期間の短い監査人への税務サービス報酬は低下している。第2に、2002年より前は、税務サービス報酬が高いほど将来の実効税率はより大きく低下していたのに対して、2002年には、この関係が弱まっている。これらの結果は、監査人による税務サービスに対して社会から厳しい視線が注がれるようになったことを契機として、新規または契約期間の短い監査人からの税務サービスを取りやめるとともに、監査人の税負担削減に対する貢献が低下したことを示唆する。

これらの研究から、監査人の税務計画に対するかわり方については、監査人が税務計画の帰結の影響を受けない外部専門家としての立場と影響を受ける利害関係者としての立場の両方を共有していることが影響していることが伺われる。それは、企業の税務処理が会計処理と結びついて財務報告に影響し得ることと無関係ではない。たとえば、税負担削減のため

に報告利益を減少させる利益調整 (earnings management) が行われると、それは財務報告を歪める結果を招き、監査人の責任に波及するおそれがある。この場合には、監査人は税務計画に消極になる可能性が高い。

4.3 銀行

銀行は、融資等を通じて企業の財務内容や納税状況その他の内部情報を入手しやすい立場にあり、この立場を活かして企業の税務計画機会を識別しやすいので、税務計画に有益な助言をできる。さらに銀行は、税務計画の実施にも資金提供などで貢献できる。Gallemore, Gipper and Maydew (2019) は、銀行の税務計画仲介者 (tax planning intermediary)¹³⁾ としての機能を分析している。彼らは、この機能が、銀行の金融取引における役割、内部情報への接近、および税務計画を立案しそれに基づく取引を実行する能力を通じて果されると仮定し、融資契約によって測定される銀行－顧客関係を独立変数、現金実効税率または未認識税務ベネフィット残高 (unrecognized tax benefit balance)¹⁴⁾ によって測定される顧客の税務計画の帰結の程度を被説明変数とする差の差推定 (difference-in-differences estimation) による実証分析を実施している。

実証結果は次のとおりである。第1に、ある企業の税務計画の状況は、その取引銀行の他の顧客の税務計画状況の平均と強く関係している。この結果は、企業の税務計画で重要な役割を果たしている銀行が存在することを示唆する。第2に、企業が税務計画仲介を扱う銀行と契約を結ぶとき、仲介をしない銀行と契約を結ぶときと比べて、企業は税務計画に積極的になる。第3に、税務計画仲介を扱う銀行との契約の効果が発現するのは、融資の金額が多いか期間が長い場合、企業の海外利益または信用リスクが大きい場合、および銀行の産業別専門性が高いか投資銀行業務の比重の大きい場合に集中している。第4に、企業は、新規に銀行と契約を結ぶとき、税務計画仲介をしない銀行よりもする銀行を選ぶ傾向にある。これらの結果は、税務計画仲介が新規顧客開拓を通じた利益を銀行にもたらすことを示唆する。

このように、銀行のうち産業別専門性が高いか投資銀行業務の比重の大きい銀行が顧客企業のために税務計画を扱う傾向があり、融資の金額が多いか期間の長い企業および海外利益と信用リスクの大きい企業がその顧客となりやすいことが明らかにされている。また、税務計画の仲介を自らの利益獲得機会として利用している銀行があることもわかっている。

4.4 法律事務所

法律事務所は、会計事務所や銀行と比べて規模が小さい一方で、評判に対しては敏感であることから、税務計画にともなう処罰のリスクには弱いと考えられる。したがって、法律事務所が企業の税務計画に関与するとしても、その役割やサービス内容は、監査人や銀行など

とは異なる可能性がある。

Acito and Nessa (2022) は、法律事務所が企業の税務計画を支援する際の役割を検証している。被説明変数に税務計画の代理変数として未認識税ベネフィットを採用し、説明変数に税務計画の支援の代理変数としてその企業に関与する法律事務所の他の顧客の平均未認識税ベネフィットを採用した回帰分析の結果、次の発見事項を得ている。第1に、ある企業の税務計画は、その企業に関与している法律事務所と契約している他の企業の平均的な税務計画と正の関係がある。この関係は、企業規模が小さく、企業年齢が若く、研究開発集約的で、財務制限条項を負い、資本市場圧力の弱い企業で強い。法律事務所の税務計画支援が小規模の若い企業に集中するのは、企業の内部税務部門が脆弱なことから、関係のある税務サービス業者の数が少ないためと考えられる。また、法律事務所による税務サービスが資本市場圧力の弱い企業で強いことは、法律事務所による税務計画の財務報告面での影響すなわち財務報告コストへの配慮が乏しいことも示唆している。第2に、サンプルを監査人が税務計画に関与しているか否かで分割しても、第1の結果は異ならなかった。この結果は、法律事務所による税務サービスが監査人による税務サービスとは代替できないことを示唆している。したがって、税務サービス市場において、法律事務所は会計事務所とは異なる優位性を持っていることが伺われる。第3に、法律事務所が、タックスヘイブン、ダブルアイリッシュ・ストラクチャー (Double Irish Structure) および特別目的事業体 (Special Purpose Entities: SPEs) の利用を支援していることも観察されている。これは、法律事務所が企業の組織構造の設計の面で税務計画に貢献できることを示唆している。このように、税務計画のエコシステムにおいて、監査人と法律事務所とは提供できるサービスの内容が異なり、したがって両者は代替できないことから、役割分担と協力が行われているといえる。

4.5 取引相手

企業の事業上の取引相手も、税務計画の協力者となり得る。Cen, Maydew, Zhang and Zuo (2017) は、顧客－供給者関係に着目し、企業がサプライチェーンを税負担削減に活用しているかどうかを調査している。他の当事者との協働が必要な税務計画においては、情報収集、交渉、実施および税務申告にかなりのコストがかかる。しかし、緊密な顧客－供給者関係においては、すでに効率的な協働関係と情報交換手段が確立されていることが多いので、これらの税務計画の限界コストは低くなると思われる。また、緊密な顧客－供給者関係においては、主要な顧客企業からの税務計画への協力要請に従属的供給者企業が応じなければ、従属的供給者企業は取引関係の解消などの大きな損失を被るおそれもあることから、その協力要請を受け入れる傾向にあると思われる。さらに、従属的供給者企業も、主要顧客企業が子会社を有するタックスヘイブんに流通子会社を開設することによって、税ベネフィットを得ら

れる可能性もある。

Cen et al. (2017) による税負担削減を表す被説明変数に会計実効税率と現金実効税率を採用した検証の結果、主要顧客企業と従属的供給者企業の両方で2種類の実効税率がともに低く、税負担削減を行っていることが見出されている。また、タックスヘイブンに子会社を有する主要顧客企業または従属的供給者企業で、ともに2種類の実効税率が低いことも見出されている。しかも、限界税率の高い主要顧客企業ほど、タックスヘイブンに子会社を設立する傾向と、従属的供給者企業が主要顧客企業の子会社と同一国に子会社を設立する傾向も観察されている。これらの結果は、緊密な顧客－供給者関係における税負担削減に、タックスヘイブンでの子会社開設を通じた利益移転が活用されていること、そして税インセンティブが企業の組織構造にも影響を及ぼしていること、さらに取引当事者間での協働による税務計画の成果を当事者間で分けあっていることを示唆する。

4.6 政治

税法の制定や執行は政治の影響を強く受けるので、企業と政治との繋がりも税務計画に影響する可能性がある。政治との繋がりが強いと、税務調査などの税務執行への対応コストの削減、税法改正や執行の変更に関する情報の入手、透明性に対する圧力回避、およびリスク受容度の上昇などを期待できることから、企業を税務計画に積極的にさせるかもしれない。

Kim and Zhang (2016) は、企業の取締役と政治との関係、選挙活動への貢献、およびロビー活動などを通じた政治との繋がり¹⁷⁾と強引な税務姿勢との関係を研究している。被説明変数に税務姿勢¹⁷⁾、説明変数に元政治家である取締役、選挙活動への貢献、およびロビー活動のそれぞれの有無を採用した回帰分析の結果、政治的繋がりを有する企業は繋がりのない企業よりも強引な税務姿勢をとっていることを見出している。この結果は、政治も税務計画のエコシステムの重要な構成要素となっていることを示唆する。

5 要約と展望

本稿では、企業の税務計画の策定における調整・統合過程を解明する第一歩として、税務計画にかかわる企業内外の関係者の取組姿勢および役割に関する既存研究を紹介し検討した。米国においては、すでに企業の税務計画に直接関与または間接的に影響を及ぼす関係者が特定されつつある。

企業内の経営者、税務部門および労働組合は、エージェンシー問題の存在によって、税務計画に対する姿勢が、インセンティブ、コーポレートガバナンス水準、あるいは税務計画機会などの企業特性によって影響を受けるほか、経営者については個人的な資質も影響することがわかってきている。このような複数の要因が複雑に相互作用を及ぼすことから、企業内

部者の税務計画への取組姿勢を定式化することは容易ではない。

一方、外部関係者の役割は明確になりつつある。監査人は、税務計画に役立つ会計専門性を有するけれども、監査業務と税務サービスを同時に提供するときには、財務報告コストへの配慮から税務計画に必ずしも積極的に取り組むとはいえない。法律事務所は、監査人とは異なる専門性を有するために、監査人とは異なる税務サービスを補完的に提供している。融資契約を通して顧客企業と密接な関係にある銀行も、産業別専門性や投資銀行業務を活かした税務サービスを提供している。顧客－供給者関係にある取引先企業も、サプライチェーン上の税務計画機会とくにタックスヘイブンへの子会社開設などを通じて税務計画に協力し、その成果を共有していることが観察されている。政治との繋がりも、企業の税務計画に対する姿勢に無関係とはいえない証拠も得られている。

このように、企業内部者の複雑な税務計画への取組みに対して、外部関係者の税務計画に対するかわり方や役割は解明されつつある。しかし、外部関係者同士の相互作用、および複雑性を有する内部者による税務計画の調整・統合に外部関係者がどのような相互作用をもたらしているかはまだ明らかにされていない。また、税務リスクの評価に対する企業内外の関係者の役割も未解明のままである。

以上は、米国における税務計画のエコシステムに関する研究の動向であるが、日本においては、この種の研究は皆無といってよい。税務計画の調整・統合過程が企業によって異なるという米国で得られた知見からは、わが国の税制、会計制度、金融制度、商慣行、コーポレートガバナンス、労使関係などの特殊性は、米国で得られている知見とは異なる結果をもたらすかもしれない。これらの特殊性を考慮に入れた研究が、日本企業における税務計画のエコシステムの解明に必要であろう。

注

本研究は JSPS 科研費 18K01909 の助成を受けたものです。

- 1) 詳細については、鈴木（2021）参照。
- 2) 会計実効税率とは、損益計算書上の税金費用（＝法人税、住民税及び事業税±税金等調整額）を税引前（税金等調整前）当期純利益で除した比率である。
- 3) 現金実効税率とは、キャッシュフロー計算書上の税金支出を税引前（税金等調整前）当期純利益で除した比率である。
- 4) 企業の分権化を代理する変数として、企業規模、生産ライン数および地域セグメント数が採用されている。
- 5) 税務計画機会を代理する変数として、研究開発活動、無形資産額および税務部門予算割合が採用されている。
- 6) 会計実効税率と現金実効税率の両方で、結果に変わりはない。
- 7) $MPBT = [米国内利益 - 米国内課税所得] \div (当期連邦税金費用 / 法定税率) - 州法人所得税 - そ$

の他の法人所得税－持分法利益]／前期末総資産

- 8) DDBT は、MPBT を総会計発生処理高 (total accruals) に回帰したモデルの予測値からの残余である。
- 9) 会計利益－課税所得総差異とは、永久差異と一時差異の両方からなる会計利益と課税所得との差額をいう。
- 10) 裁量的永久差異とは、永久差異を税務計画に起因しない要素に回帰したモデルの予測値からの残余である。
- 11) 米国 FASB 解釈指針48号 (FIN48; 現 ASC740) に基づいて計上される税金負債の一種。企業の行った税務処理が、将来、税務当局によって否認される可能性が50%を超える場合に、その否認による期待追加税額であり、企業の強引な税務姿勢の程度を示す。
- 12) この結果は、税務サービス報酬を税務計画の代理変数とする研究を支持することになる。
- 13) 税務計画仲介とは、顧客企業の税負担を削減する財務上の計画を設計し促進し支援することをいう。
- 14) 米国の FIN48 (現 ASC740) に基づいて開示されている将来税務当局によって否認される期待追加税額。企業の強引な税務姿勢を示す。
- 15) 主要顧客企業とは、1 つ以上の企業によって主要顧客として認識されている企業をいう。
- 16) 従属的供給者企業とは、1 つ以上の主要顧客を認識している企業をいう。
- 17) 代理変数として、裁量的永久差異、タックスシェルター・スコア、対応する産業・規模平均の会計実効税率と当該企業の会計実効税率の差などが採用されている。

参 考 文 献

- Acito, Andrew A., and Michelle Nessa. 2022. "Law Firms as Tax Planning Service Providers." *The Accounting Review* 97(4): 1-26.
- Armstrong, Christopher S., Jenniffer L. Blouin, Alan D. Jagolinzer, and David F. Larcker. 2015. "Corporate Governance, Incentives, and Tax Avoidance." *Journal of Accounting and Economics* 60(1): 1-17.
- Cen, Ling, Edward L. Maydew, Liandong Zhang, and Luo Zuo. 2017. "Customer-supplier Relationships and Corporate Tax Avoidance." *Journal of Financial Economics* 123(2): 377-394.
- Chyz, James A., Winnie Siu Ching Leung, Oliver Zhen Li, and Oliver Meng Rui. 2013. "Labor Unions and Tax Aggressiveness." *Journal of Financial Economics* 108(3): 675-698.
- Desai, Mihir A., and Dhammika Dharmapala. 2006. "Corporate Tax Avoidance and High-powered Incentives." *Journal of Financial Economics* 79(1): 145-179.
- Desai, Mihir A., Alexander Dyck, and Luigi Zingales. 2007. "Theft and Taxes." *Journal of Financial Economics* 84(3): 591-623.
- Dyreng, Scott D., and Edward L. Maydew. 2018. "Virtual Issue on Tax Research Published in the Journal of Accounting Research." https://onlinelibrary.wiley.com/page/journal/1475679x/homepage/virtual_issue_on_tax_research_in_jar.htm 最終閲覧日2023年3月10日
- Dyreng, Scott D., Michelle Hanlon, and Edward L. Maydew. 2010. "The Effects of Executives on Corporate Tax Avoidance." *The Accounting Review* 85(4): 1163-1189.
- Gallemore, John, Brandon Gipper, and Edward Maydew. 2019. "Banks as Tax Planning Intermediar-

- ies.” *Journal of Accounting Research* 57(1): 169-209.
- Kim, Chansog, and Liandong Zhang. 2016. “Corporate Political Connections and Tax Aggressiveness.” *Contemporary Accounting Research* 33(1): 78-114.
- Klassen, Kenneth J., Petro Lisowsky, and Devan Mescall. 2016. “The Role of Auditors., Non-Auditors, and Internal Tax Departments in Corporate Tax Aggressiveness.” *The Accounting Review* 91(1): 179-205.
- Manzon, Gill B., and George A. Plesko. 2002. “The Relation between Financial and Tax Reporting Measures of Income.” *Tax Law Review* 55(2): 175-214.
- McGuire, Sean T., Thomas C. Omer, and Dechun Wang. 2012. “Tax Avoidance: Does Tax-Specific Industry Expertise Make a Difference?” *The Accounting Review* 87(3): 975-1003.
- Mills, Lillian, Merle M. Erickson, and Edward L. Maydew. 1998. “Investments in Tax Planning.” *The Journal of the American Taxation Association* 20(1): 1-20.
- Omer, Thomas C., Jean C. Bedard, and Diana Falsetta. 2006. “Auditor-Provided Tax Services: The Effects of a Changing Regulatory Environment.” *The Accounting Review* 81(5): 1095-1117.
- Phillips, John D. 2003. “Corporate Tax Planning Effectiveness: The Role of Compensation-based Incentives.” *The Accounting Review* 78(3): 847-874.
- Robinson, John R., Stephanie A. Sikes, and Connie D. Weaver. 2010. “Performance Measurement of Corporate Tax Departments.” *The Accounting Review* 85(3): 1035-1064.
- Scholes, Myron S., and Mark A. Wolfson. 1992. *Taxes and Business Strategy: A Planning Approach*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Seidman, Jeri K., and Bridget Stomberg. 2017. “Equity Compensation and Tax Avoidance: Disentangling Managerial Incentives from Tax Benefits and Reexamining the Effect of Shareholder Rights.” *The Journal of the American Taxation Association* 39(2): 21-41.
- 鈴木一水 2013『税務会計分析—税務計画と税務計算の統合—』森山書店。
- 鈴木一水 2021「経営者報酬体系に対する税制の影響」『国民経済雑誌』223巻3号 55-70頁。